

【復興重点施策 1】自然と共存するねばり強いハザード

三方を海に囲まれた本町は、自然との調和を図りつつも、自然の驚異と共存しながら生活を送らなければなりません。自然と共存するための津波ハザードの意識を住民と共有し、安全で安心なまちづくりを住民と共に構築します。

※「ハザード」とは、直訳すると危険や障害物という意味ですが、津波などの自然災害の危険性を正しく認識し、技術的、人的な対応により、ねばり強く防護していくことを指しています。

1. 防災津波レベルの設定

県による津波シミュレーションの結果に基づき、人命と資産を守るレベル（津波レベル 1）と、人命を守るために必要な最大限の措置を行うレベル（津波レベル 2）を設定します。

□津波レベル 1（発生頻度の高い津波）

数十年～百数十年単位で発生する比較的頻度の高い津波を想定（明治三陸地震など）

海岸保全施設（防潮堤・堤防など）の整備により、住民の生命を守ることに加え、財産の保全や地域の経済活動の安定化などを図ります。

□津波レベル 2（今回の東北地方太平洋沖地震による津波）

発生頻度は少ないものの数百年～千年単位で発生する最大クラスの津波を想定（貞観津波や今回の東北地方太平洋沖地震など）

海岸保全施設のみでは対応できない津波に対し、速やかに避難することを軸とした防災・減災まちづくりを推進し、町民全ての人命を守ることを最優先として取り組みます。

2. 津波レベル 2 に対応した津波防災まちづくり

海岸保全施設のみでは対応できない津波レベル 2 に対応した防災・減災まちづくりを推進するため、全町域を対象として地域防災・減災のルール化を行います。ルール化にあたっては、町民全ての人命を守ることを前提に、土地利用と避難計画が一体となったルール設定を行います。

土地利用のルールにあたっては、業務系、居住系、公共系の各エリアに大別します。津波レベル 2 による津波シミュレーション結果に基づき（P34 参照）、土地利用の基本ルール（P9 右下参照）を設定します。

- 業務系：産業施設など
- 居住系：住宅・福祉施設など
- 公共系：庁舎、学校、公民館など

人命を津波から守るためには、津波レベル 2 に加え、今回と同様の地盤沈下や満潮であった場合を想定した最悪津波（P30 に最悪津波の浸水予想域を表示）に対応した減災システムを構築しなければなりません。

避難経路や津波避難誘導標識の整備など、津波防災公園緑地の整備と併せて、防災・減災まちづくりプランを復興まちづくりプランの一部として策定します（P30 参照）。

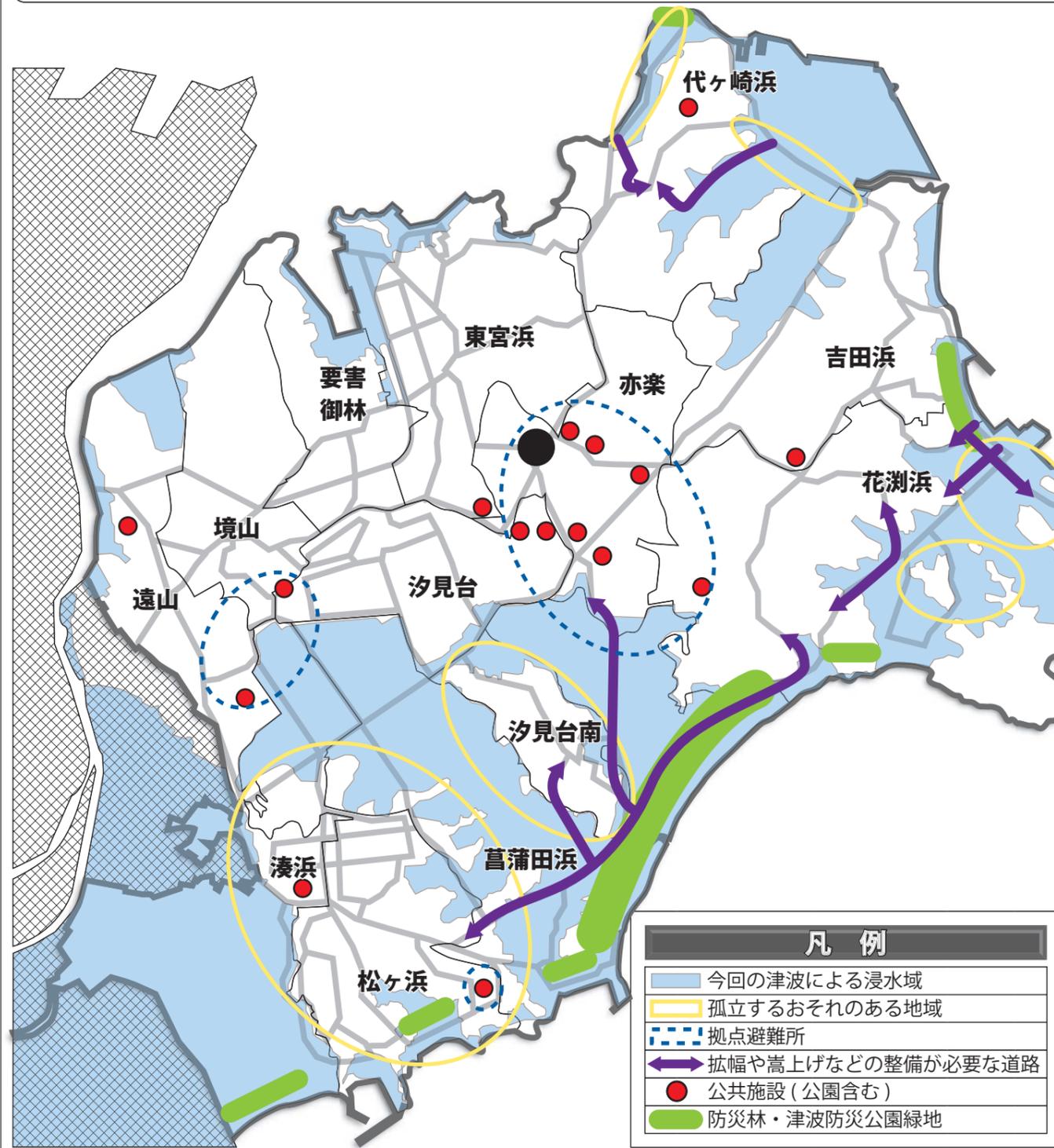
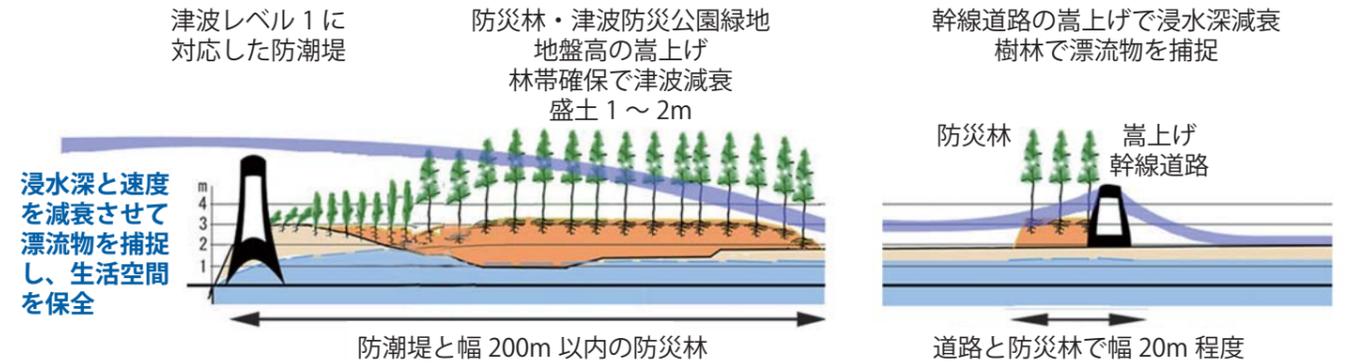
□多重防御のための整備イメージ

□津波レベル 1 対応

町内の防潮堤について計画堤防高（宮城県設定）による再整備を行い、津波レベル 1 での人命、財産の防護を図ります。

□津波レベル 2 対応

津波レベル 1 に対応した海岸保全施設の整備に加え、防災林や津波防災公園緑地の整備などによる多重防御により、津波の浸水深・流速・流体力を低下させます。



□人命を守るための避難イメージ

↓ 居住場所から一時避難場所までのルート把握（訓練）

- 一時避難場所**
 - ・居住箇所から 300m 以内
 - ・自主防災組織や消防団、町内会での取り決めにより設定
- 指定避難所**
 - ・地区公民館や広場など
 - ・地域防災計画で指定
- 拠点避難所**
 - ・学校など
 - ・3 拠点を新たに指定し、津波レベル 2 に対応した情報網、避難所運営に必要な資機材、食料の備蓄を確保する。

□土地利用の基本ルール

土地利用区分	津波レベル 2 による浸水深		
	浸水なし	2m 未満	2m 以上
業務系	原則として制限なし	原則として制限なし	避難計画と合わせた立地誘導、一階床高さ制限等の条件付
居住系	高台整備予定地 民間開発予定地 公営住宅 福祉施設・病院	嵩上げ整備予定地	避難計画と合わせた立地誘導、一階床高さ制限等の条件付
公共系	学校 地区公民館 消防・防災施設 その他公共施設	既設の公共施設を建て替える際は、浸水なし地域への誘導、もしくは嵩上げ	新規は原則不可 建替えは、避難計画と合わせた立地誘導、耐震構造等の条件付

※国による今回の津波被害の現況調査結果により、津波浸水深が 2m 以上となった場合、建物の被災程度が急激に悪化することから、土地利用ルールの一つの目安として設定しているものです。